

議案第16号

久喜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

久喜市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(平成22年久喜市条例第29号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

久喜市職員の分限に関する条例

第1条中「第28条第3項」の次に「及び第4項」を、「効果」の次に「並びに失職の特例」を加える。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(失職の特例)

第5条 任命権者は、禁錮の刑に処せられた職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予された者については、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消しの日にその職を失う。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成29年2月14日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

地方公務員法第28条第4項の規定に基づく職員の失職の特例に関する規定の追加等を行うため、この案を提出するものであります。